

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩により、平均寿命が延伸し、世界的にみても有数の長寿国となりました。しかし、高齢化の進行や生活習慣の変化により、がんや心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が増えており、生活習慣の改善により病気の発症を予防することが課題となっています。

このような状況の中、国では平成24年7月に、国民の健康の増進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項を定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を全部改正し、「健康日本21（第2次）」として示し、平成28年には「第3次食育推進基本計画」を策定しました。

埼玉県においても、国の方針に呼応して「健康埼玉21」（平成25～34年度）が策定され、平成28年度からは、「埼玉県健康長寿計画（第2次）」及び「埼玉県食育推進計画（第3次）」並びに「埼玉県歯科口腔保健推進計画（第2次）」が3か年計画として策定され、取組を進めています。

本市では、平成26年度に「第2次坂戸市健康なまちづくり計画」を策定し、推進してきました。平成30年度が中間年度になることから、計画前半の取組の進捗状況を振り返り、社会情勢の変化を踏まえた計画の見直しを実施することとしました。

※本計画書では、計画期間中、新元号に移行した時は、平成31年5月以降の年及び年度の表記に限り、新元号に読み替えるものとします。

2 中間年次改訂の概要と位置付け

（1）中間年次改訂の概要

本計画の中間評価は、中間時点での目標達成状況について、市民アンケートを通じて把握し、地域の現状と課題を明確にしました。

また、中間評価に基づいた施策の一層の推進を図るために、下記のとおり変更を加えました。

■前期計画からの主な変更点

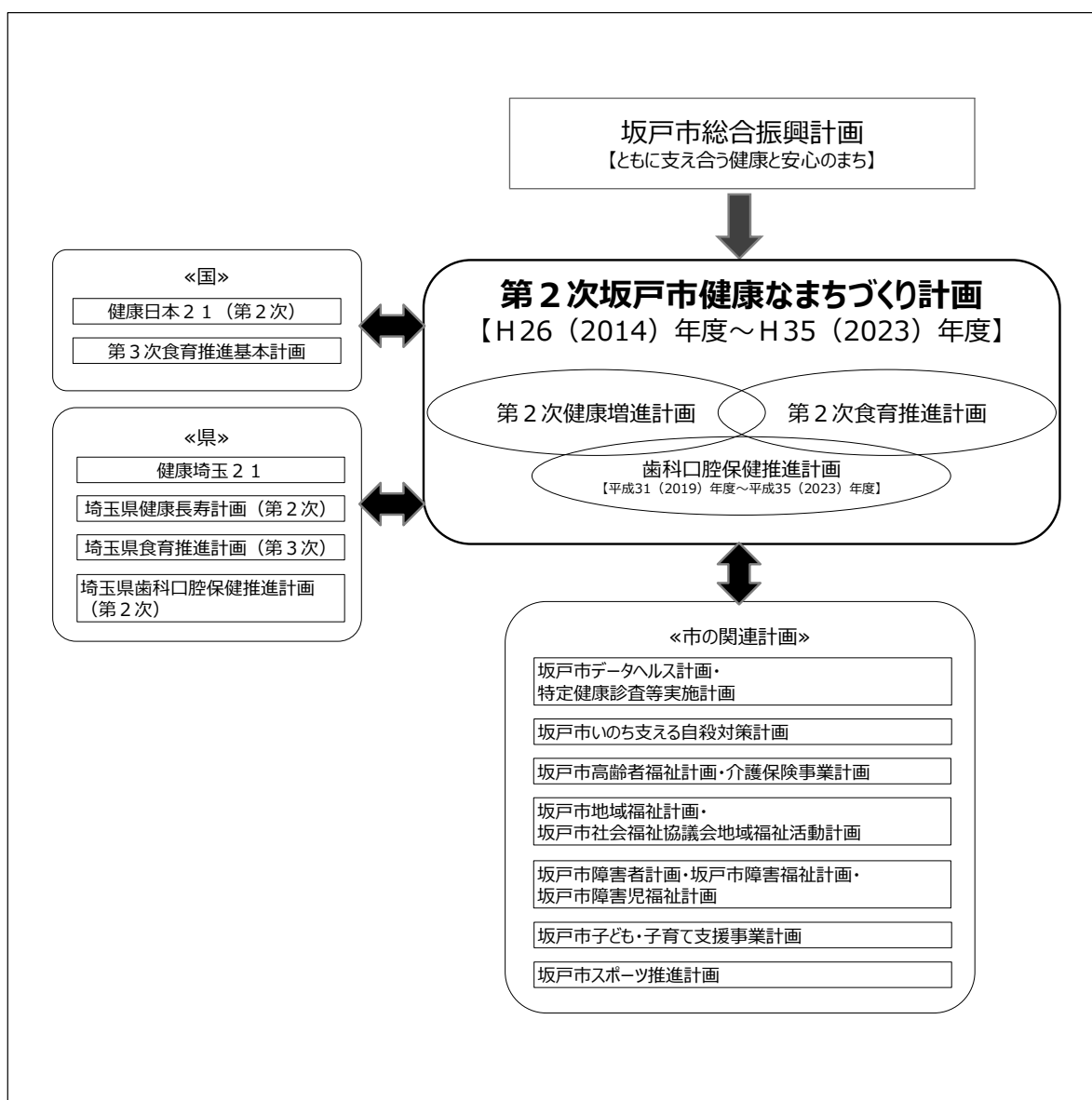
- ・健康増進計画、食育推進計画を章立てで設け、新たに歯科口腔保健推進計画を追加し、項目ごとに記述した。
- ・計画の体系図については、健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画を統合して記述した。
- ・健康増進計画の6つの基本方針に「歯と口の健康を保つ」を加え、7つの基本方針とした。
- ・ライフステージごとの取組を章立てした。

(2) 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「第2次坂戸市健康増進計画」と食育基本法第18条第1項に基づく「第2次坂戸市食育基本計画」に、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく埼玉県歯科口腔保健推進計画を踏まえた本市における「歯科口腔保健推進計画」を加えて一体的に策定したもので、住民の健康の増進に関する施策を展開するための指針となるものです。

第6次坂戸市総合振興計画の施策の基本方向の一つに掲げている「ともに支え合う健康と安心のまち」を実現するための部門別計画として位置付けられ、本市の健康・福祉に関連する計画や国の「健康日本21（第2次）」、埼玉県の「健康埼玉21」の基本方針などとの整合性を図っています。

図 1-1 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間で
す。

なお、歯科口腔保健推進計画は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度ま
での 5 年間とします。

図 1-2 計画の期間

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
坂戸市			第 2 次健康なまちづくり計画									
			第 2 次健康増進計画									
			第 2 次食育推進計画									
											歯科口腔保健推進計画	
						中間 評価						最終 評価
埼玉県		健康埼玉 21										
		健康長寿計画			健康長寿計画（第 2 次）			健康長寿計画（第 3 次）				
		食育推進計画（第 2 次）			食育推進計画（第 3 次）			食育推進計画（第 4 次）				
		歯科口腔保健推進計画			歯科口腔保健推進計画（第 2 次）			歯科口腔保健推進計画（第 3 次）				
国		健康日本 21（第 2 次）										
		第 2 次食育推進計画				第 3 次食育推進計画						
		歯科口腔保健の推進に関する基本的事項										